

| 新<br>高知県興行場法施行細則（抜粋）                                                                                                                                        | 対<br>照<br>表<br>旧<br>高知県興行場法施行細則（抜粋）                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| （書類の提出）<br>第2条 法又は条例の規定により提出する書類は、興行場の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。                                                                                             | （書類の提出）<br>第2条 法又は条例の規定により提出する書類は、興行場の所在地を管轄する保健所長 <u>（第7条において「保健所長」という。）</u> に提出しなければならない。 |
| （興行場営業の許可申請書）<br>第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、別記第1号様式又は別記第2号様式によるものとする。                                                                                             | （興行場営業の許可申請書）<br>第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、別記第1号様式又は別記第2号様式によるものとする。                             |
| <u>（許可書の交付）</u><br>第3条の2 <u>保健所長は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事からその権限を委任され、法第2条第1項の規定による許可を行ったときは、当該許可の申請をした者に別記第2号様式の2又は別記第2号様式の3による許可書を交付するものとする。</u> |                                                                                             |
| <u>（譲渡による地位の承継の届出手続）</u><br>第3条の3 <u>法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、別記第2号様式の4によりしなければならない。</u>                                                           |                                                                                             |
| （相続による地位の承継の届出手続）<br>第4条 法第2条の2第2項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記第3号様式によりしなければならない。                                                                             | （相続による地位の承継の届出手続）<br>第4条 法第2条の2第2項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記第3号様式によりしなければならない。             |
| （合併による地位の承継の届出手続）                                                                                                                                           | （合併による地位の承継の届出手続）                                                                           |

第5条 法第2条の2第2項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出は、別記第4号様式によりしなければならない。

(分割による地位の承継の届出手続)

第6条 法第2条の2第2項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、別記第5号様式によりしなければならない。

(変更の届出)

第7条 興行場営業を営む者（第11条において「営業者」という。）は、第3条の申請書又は第3条の3から前条までの届出書に記載した事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記第6号様式により当該興行場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(許可書の書換え交付)

第7条の2 法第2条の2第2項又は前条の規定による届出をした者は、別記第6号様式の2により当該興行場の所在地を管轄する保健所長に第3条の2の規定により交付された許可書（次条において「許可書」という。）の書換え交付を申請することができる。

(許可書の再交付)

第7条の3 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記第6号様式の3により当該興行場の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保

第5条 法第2条の2第2項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出は、別記第4号様式によりしなければならない。

(分割による地位の承継の届出手続)

第6条 法第2条の2第2項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、別記第5号様式によりなければならない。

(変更の届出)

第7条 興行場営業を営む者（第11条において「営業者」という。）は、第3条の申請書又は前3条の届出書に記載した事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記第6号様式により保健所長に届け出なければならない。

健所長に返納しなければならない。

（営業の停廃止の届出手続）

第8条 条例第5条の規定による届出は、届出の事由が発生した日から10日以内に別記第7号様式によりしなければならない。

（営業の停廃止の届出手続）

第8条 条例第5条の規定による届出は、届出の事由が発生した日から10日以内に別記第7号様式によりしなければならない。